

大会運営規程第2章第7条の一部改訂について

競技審判部

2009年4月1日から大会運営規程第2章第7条の一部改訂されました。

2009 公認審判員資格検定会講習会ルール教本は変更しておりますが、2008-2009 競技規則（赤本）に関しては次のとおり取り扱い願います。

（2008年度まで）

第7条 前条記載の第1種年次大会の審判員は、公認審判員規程第1条第4項に規定されているように、大会に参加する出場競技者以外の第三者でなければならない。審判員の配置については以下の通りとする。

（2009年4月1日付改正）

第7条 前条記載の第1種年次大会の審判員は、公認審判員規程第1条第4項に規定されているように、大会に参加する出場競技者以外の第三者でなければならない。但し下記（3）においては大会運営上、大会に参加する出場競技者が線審を務めることを認める場合もある。

審判員の配置については以下の通りとする。

前条第1種年次大会 22 の内

- (1) 1. 20 の大会は、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (2) 2. 4. 10. 15. 16. 21. 22 の大会では、主審（必要と認めた場合にサービスジャッジ）、線審 2 人以上。準決勝より、主審、サービスジャッジ、線審 4 人以上の審判員構成とする。
- (3) 3 の大会と残り全国 7 連盟主催の計 12 の第 1 種大会も、本条（2）に準ずる。

以 上